

那 覇 市 教 育 委 員 会 会 議 録

平成28年度第9回（定例会）

署名人

饒波正博

委員長

神村洋子

開催日時 平成28年8月31日（水）

開会 午前10時00分

閉会 午前11時27分

開催場所 那覇市役所11階 1101A・B会議室

出席委員 神村洋子委員長、饒波正博委員、比嘉佳代委員、本仲範男委員、渡慶次克彦教育長

議 事 日 程 （日程1は非公開【議事録は公開】）

- 1 議案第11号 平成29年度小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書の採択について

【学校教育課】

- 2 議案第12号 平成29年度教育委員会組織定数管理運営方針について 【総務課】

- 3 議案第13号 平成28年教育事務点検評価報告書の作成について 【総務課】

出席職員

【生涯学習部】伊良皆宜俣部長、屋比久副部長

（総務課）山内健課長、佐久川敏明副参事、伊禮道子主査

【学校教育部】黒木義成部長、森田浩次副部長

（学校教育課）武富剛課長、望月雄紀指導主事、與那嶺美奈子指導主事

会議録作成（総務課）幸地英子主査

神村委員長 平成28年度第9回教育委員会会議(定例会)を開催いたします。本日の会議録署名は、饒波委員にお願いいたします。

本日の日程1については、教科書採択に係ることであり、せいひつな環境を維持するため、非公開にすることが適当であると思われまふ。非公開にしてよろしいでしょうか。

全 員 異議なし。

神村委員長 では異議がないようですので、日程1については非公開といたします。関係者以外は、退席をお願いいたします。

～ 非公開 【議事録は公開】 ～

それでは、議案第11号「平成29年度小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書の採択について」を議題といたします。学校教育部長、お願いいたします。

黒木部長 はい、神村委員長。議案第11号「平成29年度小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書の採択について」、平成29年度小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書について別紙のとおり採択する。平成28年8月31日提出。教育長渡慶次 克彦。提案理由 学校教育法附則第9条及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条、同項施行令第15条に基づき平成29年度小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書について採択する必要があるのでこの案を提出する。説明は学校教育課長のほうでお願いいたします。

神村委員長 学校教育課長、お願いいたします。

武富課長 ハイサイ、宜しくお願ひします。お手元の資料、1枚目をご覧ください。平成29年度使用教科用図書、1枚目が小学校の特別支援学級で使用する教科用図書の一覧になっております。各教科で1年から6年までの教科書となっております。ご覧ください。その裏、2枚目です。これは同じく平成29年度使用中学校の教科用図書となっております。3年生のほうは見え消しにしておりますが、下学年の検定教科書を使用するということで見え消しとなっております。次の頁、文部科学省著作教科書一覧表となっておりますがご覧ください。1枚目が小学校用の文部科学省著作教科書一覧表となっております。国語、算数、音楽につきまして、「ほしぼん」といわれておりますが、ほしぼん1から13までになっております。裏をご覧ください。同じく文部科学省著作教科書一覧表となっておりますが、これは中学校で使用する図書となっております。後、お手元の資料の冊子、学校教育法附則第9条の規定による一般図書・絵本となっております。ご覧ください。ほか資料ですが、教科用採択関係法令ということで、先程、提案理由にありました関係法令が1枚綴りの資料となっております。ご覧ください。下さい。附則第9条、これにありますとおり「高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては」ということで、「当分の間、第34条第1項の規定にかかわらず、文部科学大臣が定めるところによ

り第34条第1項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる」ということで、この第34条というのはこの下にありますけれども、「小学校においては文部科学大臣の検定を経た教科用図書または文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない」とありますが、これ以外の教科書を使用するときはこの第9条になっております。この裏をご覧ください。先程の提案理由にありました、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」の第14条があります。これによりますと「義務教育諸学校において使用する教科用図書においては政令に定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択する」ものです。同じく下のほうにあります。法律施行令第15条においては、「法第14条の規約により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間は学校教育法で附則第9条に規定する教科用図書の採択する場合を除き4年」となっている法令等になっております。続きまして次の資料です。県教育委員会から出された「平成29年度に使用する教科用図書の採択基本方針」をご覧ください。今年度、県から教科用図書採択基本方針というのが出されまして、今回、採択します特別支援学級に関しましては、今年度、県の採択基本方針に基づいて県と同様に採用するというので今回、採択をお願いしたいと思っております。説明は以上です。宜しくお願いします。

神村委員長 はい、ではこの件に関しまして、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。
はい、饒波委員。

饒波委員 凄く基本的なことですけど、今まで我々がやってきた小学校・中学校の教科書の話と、こちらの特別支援学校と学級で使う教科書等は、別途でまた考えなくてはいけない、ということになりますか。

武富課長 これまでは準じて特別支援学級の教科書のほうも採択していたのですが、今回、6月に県からこういった採択の方針というのが出されまして、それに基づいて特別支援学級の教科書につきましても毎年度こういった採択するというので方針が出ましたので、今回ここで初めてやっています。

饒波委員 これまでの教科書と同じで地区は同じ地区で、委員のほうも同じ委員で。

武富課長 はい、地区は同じです。基本的には検定教科書に準じて検定教科書も下学年のものを採用するんですけども、それ以外も文科省の、先程ありましたように文科省著作使用教科書一覧あるいは一般図書、この中から特別支援学級の子も達に応じた、それぞれの子に応じた教科書を採用するという形になっております。

饒波委員 解りました。

神村委員長 よろしいですか。採択協議会が存在するということですか。

饒波委員 その点も確認したいです。

神村委員長 特別にこの特別支援学級を対象にした採択協議会というのは、存在していますか。

望月指導主事 これに関しては、この方針は6月に気づきまして、物理的に難しい点がありました。那覇地区の採択協議会はいろいろな方、学識経験者、校長先生、教頭先生などを集めなければいけないことや、規約でも一年ということになっていますので、もう今は協議会のこの選定委員会は存在はしておりません。理事会は教育長で組織されていますので理事会はございますが、その選定作業をする選定委員会という存在は、今はない、ということですので、その辺をもう少し今後は考えていかなければいけないです。本日31日までに、転入生、その他、今後採択した物とか需要数を全て出すんですが、もしかしたらこの変更がある場合もありますので、今やっているこの全て出たものを採択するという形になっていますので、そうすると協議することもなく出来るのではないかという考えです。

神村委員長 私も少しわからなくて、先程前もって質問したんですけども、理解を共有するという確認します。一般図書というのがありまして、これは絵本とかですね。那覇市が必要な「これだけの数の物を採択します」ということを今日は採択する、ということですか。そうしないとこれから後、現場から「この本を採択します、使いたいです」と言った場合に、これを使えないということになるので、我々のこの会議の中でこの教科書を全て採択することにしましょうねと。この中から現場が選ぶ、ということですのでよろしいですか。

望月指導主事 選ぶ場合、今の所は選んでいますけれど、途中で変わることも、そして転入生などが来た場合に対応できるということになると思います。

神村委員長 よろしいですか。はい、渡慶次教育長。

渡慶次教育長 ちょっといいですか。県の6月16日の採択基本方針ですが、県も今まで気が付かなかった、と受け取っていいですか。

武富課長 はい、今回初めてこういった基本方針ということが明確に出されているということです。

渡慶次教育長 前からこのような方針があっても当然だと思うけれども、今言ったように、協議会ももうないという時期に基本方針が出されるというのは、これは毎年毎年こういう基本方針が出されるということではなく、今回出して、今後はこういうふうにしなさいということを県は言っているということですね。

武富課長 この方針により教科書を平成29年度に使用するということですが、方針としてはもう変わりませんので基本的にはこういった形になると思います。

渡慶次教育長 今までなかったのがこうして出ていて、それでまた教科書の採択の時期になったら出すかも知れない、ということですね。

武富課長 県としての方針はしっかり示しておられ、統一しながらしっかりと採択していこうということだと思います。

神村委員長 ただ、現場ではですね。こういうふうに基本の文科省からの下学年の教科書を使う

ということ、特別支援の子達に合った教科書についても県立の状況を踏まえながら広報に対応されている現状があるそうです。ですから現場としてはこれまでもきちんとこの辺の対応は出来ているということです。ただ、全体にそうなるとしても採択しておかないといけないということで今日の会議になります、という説明がありました。

渡慶次教育長 一般的には採択しているの、特に問題はないということで、この中で今までも選んでいるわけだから、問題はないと思います。

神村委員長 ほかにございますか。よろしいでしょうか。では議案第11号「平成29年度小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書の採択について」は、原案のとおりで異議はございませんか。

全 員 異議なし。

神村委員長 異議なしとのことですので、議案第11号「平成29年度小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書の採択について」は、議決いたしました。ここで非公開を解きます。

神村委員長 続きまして、議案第12号「平成29年度教育委員会組織定数管理運営方針について」を議題といたします。では、生涯学習部長、お願いいたします。

伊良皆部長 議案第12号「平成29年度教育委員会組織定数管理運営方針について」、平成29年度教育委員会組織定数管理運営方針について別紙のとおり決定する。平成28年8月31日提出。教育長 渡慶次 克彦。提案理由 平成29年度の組織編成に向け、平成29年度教育委員会組織定数管理運営方針を決定する必要があるためこの案を提出する。中身につきましては総務課のほうでご説明します。

神村委員長 それでは、課長、お願いします。

山内課長 頁をめくってください。平成29年度教育委員会組織定数管理運営方針の案というのが本日の議案でございます。これが2頁まで続いております。そして次の頁からは参考資料として添付しております。平成28年度と平成29年度までの教育委員会組織運営方針の比較表、平成28年度の方針と平成29年度の方針を比較して並べてあります。これが3頁まで続いております。最後の頁、比較表の次の頁です。平成29年度組織機構及び定数に関する管理運営方針、これは市長事務局の管理運営方針でございます。教育委員会管理運営方針はこの市長事務局の管理運営方針と整合性をとる必要があるため、参考資料として添付してございます。では詳細につきましては担当の金城からご説明いたします。

神村委員長 お願いします。

金城主幹 先に、皆さんに送った議案ですが、資料と一緒に片方で止めてしまって、少し見にくいかと思います。申し訳ありません。それでは説明いたします。議案の次の比較表です。左が平成28年度、右が平成29年度の案となっているところを主にご説明したいと思います。それでは最初のほうから変更点です。平成29年度の市長部局の運

営方針が右です。平成28年7月5日に市長決裁ということで決まりましたのでそれを記載しています。次の「基本方針」について、前年度は、2行目、「国保赤字対策に関する基本方針を策定し」というのを省いています。前年度より引き続きになりますので省いています。その次左下、斜線を引いてあるところで「同方針に基づき昨年度に引き続き」というのを省いて、削除しています。それに伴って見直しはそのまま続きますので、右のほう、「全事業を対象とした見直しに引き続き取り組んでいかなければならない」と訂正しております。この基本方針は以上です。次の頁です。目次をめくっていただいでご覧ください。(2)です。「定数及び定員管理」というこの人数ですが、左426人から413人に減っております。一旦全部説明してから、後ほど詳細について説明をしたいと思います。その次、前年度の(2)です。「参事兼課長、職務及びグループ長について見直しの検討を行う」というのを今年度は削除しています。この理由は去年、市長部局では参事兼課長職務及びグループ長について「見直しを行う」という設定がされており、教育委員会としては、できるかどうか「見直しの検討を行う」とこととしました。その結果、参事兼課長は市長部局では結構いますけれども、教育委員会は組織としては総務課長1人で、定数として決まっておりますので、それは見直さず、グループ長について検討しようということになりました。教育委員会のグループ長は、普通は主幹もしくは主査が、グループ長として設定されていますけど、係によっては、管理職、課長クラスの副参事という職がグループ長についている係もあります。それについて検討すると、総務課では人事・庶務グループと企画財務、学校教育課のほうは4グループ選定されていて、普通の係長クラスだと職責が重いのではないかとということで、そのまま引き続きグループ長を副参事とする方針をすすめるということで、この文言を省いています。従来通り今ある副参事職のグループ長をそのままにするということで、検討した結果、見直しは行わないということを決めています。それから次の変更点です。右の(5)、(6)、左の(6)です。「外部委託の推進について」ということで、前年度は「外部委託の推進に関する指針及び指定管理者制度に関する運用方針につき外部委託を推進する」となっていた文言を、今回、「外部委託等の推進」と「指定管理者制度」と2つに分けています。前年度は「指定管理者制度の推進を行う」と、「推進」ということであつたものが、本年度は「推進」という言葉が削除されて「検討しながら導入していく」と弱めに使っております。指定管理者制度の指針の変更は、導入の在り方について実際そのまま続けていくのか、それとも直営がいいのかということは今後検討しながら導入していこうという方向で変えられたということになっておりますので、教育委員会としても一概に推進するのではなくて、制度を実施するというので、それは指定管理者制度の運用指針に沿っていこうということで分けました。それからもう一つ、訂正です。右の(8)、「非常勤職員の設置について」ですけれども、「員」を削除

します。「非常勤職員の設置について」を、「非常勤職の設置について」に訂正させていただきます。申し訳ありません。(9)の「臨時職員」はそのまま「員」は入ります。その次(10)です。「再任用職員の配置について」というところで3頁目、左のほうでは「平成28年度から1回に限り更新が可能になるため、」というのを削除しています。これもそのまま引き続きになりますので、これは削除ということになります。その次(12)、「採用職種について」ですが、「なお、平成28年度については行政Ⅱ(司書職)の採用を行わない」という文言を削除しています。中途退職があり、定数内で一人採用予定になっておりますのでそれは省いてあります。司書職の採用です。それから右側(13)、「全国高校総合体育大会について」ですが、「平成31年度開催の全国高校総合体育大会の準備のため、職員の配置を検討する」という文言を付け加えています。平成31年度に始まるということで、それを前もって準備室なり、担当職員を配置するというで付け加えています。また最初のほうに戻って2頁です。「定数及び定員管理」の人数の内訳です。その減った内訳をご説明したいと思います。(2)「定数及び定員管理」の(1)、「定数及び定員見込み数」というところです。426人が413人の内訳です。去年の方針では426人程度を見込むと設定していました。平成28年度に2人退職があるということで、428人から426人に設定し、その後、各課ヒアリングの中で、幼稚園の部門が子ども園に移行するというで11人の減ということと、平成27年度までとして施設課にいた任期付き職員が、延長がないということで3人削減、それから調理員1人が中途退職ということで計15人の定数減になりました。そこで411人が平成28年度の定員ということに決まりました。また、今回の方針で413人にしたというのは、411人のうち調理員1人が定年退職、現業職不補充で減ということで410人。それから今現在、フルタイムの再任用が2人おります。1人は津波避難ビル、1人が教育相談課に配属されていて、フルタイムですので定員と考えられます。それから加配ですが、教育相談課の貧困対策員で新規事業が二つ入っていますので、そこに1人配置されております。それを合わせて413人となっております。加配と再任は定数が決まった後に配置されていますので、定数に元々入っていなかったのを人事課で配置していただいたということもありますので、やはりこの人数は必要だということで、教育委員会では定数として認めるべきではないかということで入れてあります。それが426人から413人になった内訳です。以上で説明を終わります。

神村委員長

はい、この件に関しまして、ご質問、ご意見ありましたらお願いいたします。

皆さんが質問を考えている間に、確認させて下さい。定数と定員の違いについて。

金城主幹

定数は基本的に条例があつて、那覇市職員定数条例に基づいて教育委員会は585人が上限となっています。今回の議案の運営方針の案、2 定数及び定員管理(1)定数及び定員見込数のところで、事務局145人、教育機関440人で計585人と

ということになっております。これが定数ということに条例で決まっております、定員はそれに対して実際の配置数、定数はあるけれどもここまで、という実人員ですね。そういったものがあるということになります。実際は離れてきます。本当はそれに合わせて条例も改正していかないといけないかも知れないのですが、今のところはそのまま、定員というかたちで実数人数を入れていきます。

神村委員長 わかりました。はい、ほかにありませんか。本仲委員、お願いします。

本仲委員 よろしいですか。学校の捉え方と一緒にのかな。わかりませんが、非常勤職とそれから臨時職員というのは、学校でいうと臨任のことですか。その辺をわかりやすく説明してください。

山内課長 臨任というのは教員の場合は定数ではありますが、本務がいなくて臨任がいますけど、ここで言っているのはそうではなくて、その時期に必要な職員です。例えば急な、この1年間の事業があった場合に臨時職員を充ててありますよという考え方をしております。確かに教育委員会の中でも、定員としてあるけれども職員として本採用できなくて臨時で対応している場合もあり、同じように臨任とは言っていますが、臨任という言葉を使わず、臨時職員と言っています。イメージとしてはそういうのはありますけれども、ここで言っているのは新しい事業とか、忙しい事業とか、単発的な事業とか、そこに臨時職員を充てるよと、定員の代わりではなくて、というイメージですね。

本仲委員 そうするとこれは期間が決まっているんですよね。ということは、例えば1年、そして、同じ人の継続は出来ませんか。

山内課長 原則出来ませんね。

神村委員長 教員職と少し違うかも知れないですね。定数内臨任と言うんですね。

本仲委員 わかりやすく言ったのは、僕が保健体育課にいた時に、継続は出来ない、いわゆる臨時職という方がいたんです。あの考え方ですかね。

山内課長 例えば今年度はないんですけども、昨年度までは技師とか、定数、定員としては認めているんですけども、採用がなくて教育委員会としても臨時ということもありました。これは本務職における臨時職で、ただここで言っているのは、こういう急な事業とか、1年間の単発的な事業とかの臨時ということですよ。

本仲委員 学校現場の場合に臨時的職員というのはぎりぎりまで決まらない時があるわけですよ。要するに学級数の関係で児童が何名以上いないと2クラスにならないとかそういうことがあって、しかしこれも定数の中には入っているわけですよ。

神村委員長 ある時にはやはり定数内臨任を考えるわけです。本務を割り当てない考え方でやっていると、これがもし1人でも欠けた場合には、すぐ本務を辞めさせてどこかに飛ばすわけにはいかないので、臨任はこういう時に、やっぱり他の学校になりました、他の学校に行ってください、向こうは増です、とかいうのが現実的にあるんです。

本仲委員　　今の件、はっきりわかりました。ありがとうございました。

神村委員長　　ほかにございますか。ちょっと共通理解する意味で、2の(5)ですね。先程説明があったのですけれども「外部委託等の推進」、推進と実施の言葉の違いを使い分けをおっしゃっていましたが、外部委託の推進」と、「指定管理者制度を実施する」というところ、どんなものがそういうふうになっているのかということをもっと詳しく説明したらもっとわかりやすいかなと思いますので、この外部委託にしているのはどんな業務であるのか、それから指定管理者制度を実施している部分はどういうことなのかというのを少し詳しくお願いします。

山内課長　　少し話は違いますが、整理する意味で。去年まで外部委託の推進と指定管理者制度の運用に関する指針ということで2つ一緒にまとめていましたけれども、外部委託の推進というのはどちらかといえば業務委託の話であるわけですね。極端に言えば清掃・警備またはいろいろあるけれども給食・調理という話でございます。指定管理者制度というのはそういう業務も含めて、この館、建物の運営までをまとめて業務委託も含めてまとめてやるという部分、例えばわかりやすく言いますと、以前までは公民館、若狭公民館・繁多川公民館、事業の委託をしておりました。管理はちゃんと館長が居て、役所の職員の館長が居て事業、例えば何とか講座とか教室とかそういうものの事業委託をしておりましたけれども、平成27年度からはこの教室とか講座を建物も含めて館の管理・貸し出しの許可・料金の徴収、そういうのを含めて館の全体の管理をやるよということで、指定管理者制度として導入いたしました。外部委託と指定管理者の違いと言えば、そういうところになります。外部委託といいますと調理業務・給食関係、これはあくまでも業務の委託です。指定管理者制度と外部委託の違いといえばそういうところでありまして、ここで指定管理者制度を推進するから実施するというふうになりましたけれども、指定管理者制度の運用指針が変わりまして、これまでどちらかというとな覇市はどんどん指定管理者推進していくということの立場だったんですけれども、一歩立ち止まってですね。今、指定管理者制度をやっている所であってもこの指定管理者制度の期限が切れた時はもう一回立ち止まって、本当に指定管理者が有効なのかそれとも直営がいいのか、従来、今までやっていた業務委託がいいのか、もう一度考え直して再度検討していくという方針に変わったものから、推進という言葉ではなくて実施するという言葉に変えて、ということでございます。

神村委員長　　はい、どうぞ。

本仲委員　　全国総体が平成31年開催、平成29年から2年後になるわけですが、全県的な対応になると思いますが、那覇市は種目などは決まっているんですか。

金城主幹　　那覇市は、水球・飛び込み・なぎなた・空手、4種目ですね。

佐久川副参事　　3競技4種目になります。

神村委員長 水球も奥武山ですか。

金城主幹 水球も奥武山です。はい。

本仲委員 空手もそうですか。

金城主幹 空手もそうです。

本仲委員 空手道会館は間に合いませんか。

伊良皆部長 この件はですね。空手・なぎなたについては競技団体から武道館を会場として使いたいという申し出がありまして、那覇市に是非要望したいというようなことも背景にはありました。

本仲委員 過去、空手・古武道世界大会に関わったことがあるので。空手はとてもやりがいのある種目ですね。

神村委員長 はい、ほかにございますか。

佐久川副参事 先程、説明の中で新旧対照表の訂正がありましたが、今、訂正をしていただきますのは、案の2、2頁になりますけれども、2の(8)「非常勤職員」となっておりますのでそこも「員」を省くということになります。最初の議案の2頁目の(8)です。こちらが今回の議案になりますのでここで訂正をお願いしたいと思います。

神村委員長 よろしいでしょうか。それでは議案第12号「平成29年度教育委員会組織定数管理運営方針について」は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし。

神村委員長 異議なしとのことですので、議案第12号「平成29年度教育委員会組織定数管理運営方針について」は、議決いたしました。

続きまして、議案第13号「平成28年教育事務点検評価報告書の作成について」を議題といたします。では、伊良皆部長、お願いいたします。

伊良皆部長 それでは、議案第13号「平成28年教育事務点検評価報告書の作成について」、平成28年教育事務点検評価報告書を別紙のとおり作成し議会への提出及び公表をする。平成28年8月31日提出。教育長 渡慶次 克彦。提案理由 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定に基づき、教育に関する事務の点検及び評価の報告書を作成し議会に提出するとともに公表する必要があるのでこの案を提出する。内容につきましては、総務課のほうでご説明いたします。

神村委員長 はい、お願いします。

山内課長 教育事務点検評価に関しましては、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価ということで、那覇市教育事務点検評価委員会に出しまして諮問をおこなっております。その諮問に対する答申が今年8月1日にございました。この答申を受けまして教育委員会としまして報告書を作成して、議会に提出するとともに公表する必要がありますので、本件を提案しているところでございます。議案の次の頁から那覇市議会議長へ教育委員会教育委員長名で点検評価報告書を提出する際の鑑文でござ

います。ここは説明書を読ませさせていただきます。別添の平成28年教育事務点検評価報告書をご覧ください。説明していきたくと思います。まず頁をめくっていただきまして目次をご覧ください。議会への報告及び公表について、これは本教育事務点検評価報告書の前書きにあたる部分でございまして教育事務点検評価の趣旨などを説明しております。この前書きを受けまして、1、教育委員会の活動概要及び教育委員会の組織、2、教育事務の点検及び評価の実施について、3、点検及び評価の流れ、4、点検及び評価の結果というように4つの項目をたてて報告書が構成されております。1頁をご覧ください。議会への報告及び公表についてこれは前書き部分になります。これは文章をそのまま読み上げて説明をさせていただきたいと思っております。

教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき教育に関する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価をおこない、その結果について議会に提出するとともに広く公表することで市民への説明責任を果たし効果的な教育行政を推進することとされています。

那覇市教育委員会では第4次那覇市総合計画及び那覇市教育振興基本計画の施策体系に属する事務事業のうち16事務事業について内部評価を実施しました。更に那覇市教育事務点検評価委員会に対し「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について」を諮問して、外部評価を行っていただき、その答申を受けました。

このたび、本市教育に関する事務の管理及び執行の状況及び点検及び評価について、報告書を作成しましたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定に基づき議会へ報告するとともに公表いたします。

教育委員会としては、今回の点検評価結果及びいただいたご意見を事業の改善に役立て、計画的かつ効果的な教育行政を推進していく所存であります。

以下、日付と教育委員長初め委員の皆様方のお名前を記載してあります。

日付につきましては空欄になっておりますけれども、本日この議案が議決されましたら、本日の日付を入力させていただきます。頁をめくってください。内容を説明していきます。教育委員の活動概要及び教育委員会の組織ということで、(1)那覇市教育委員会委員について、(2)那覇市教育委員会会議の開催について、(3)教育委員会会議以外の活動状況について、(4)教育委員会の事務局及び教育機関組織及び現員配置一覧についてとあります。ここでは教育委員会の委員及び平成27年度1年間の教育委員会会議の開催状況またその他の活動状況・組織体制などについて記載し説明しております。次の4頁、5頁では、2 教育事務点検及び評価の実施についてということで点検評価の実施方法などについて説明しております。(1)点検評価対象事業 は平成27年度実施した事務事業でございまして。(2)対象事業の抽出について でございましてけれども、第4次那覇市総合計画では、那覇市の目標とする都市像として、6つの都市像を掲げております。このうち教育委員会、教育行政が主に

関わる都市像として、「子どもの笑顔あふれる、ゆたかな学習・文化都市」がござい
ます。この都市像の実現のために「生涯学習の推進と地域の教育力の向上」、「子育て
支援と就学前教育・保育」などの4つの政策分野がございまして、その政策分野に
沿った事務事業を各所管課で実施しているわけでございますけれども、その事務事業
の中から16の事務事業を抽出し点検評価をおこないました。(3)点検評価の方法
(内部評価)、点検評価を行うにあたりましては抽出された事業について各所管課で
事業別点検評価シートを作成し、妥当性・効率性・有効性の3つの評価基準から複眼
的視点による内部評価を行いました。また所管課として考える今後の事業展開、今後
の方向性を示しました。(4)点検評価の評価基準、①評価基準 評価は妥当性・
効率性・有効性の3つの評価視点とともに、それぞれ5点満点で評価します。そして
3つの評価点を合計しその合計点に応じ総合評価として、A・B・C・D・Eの5段
階で評価いたします。また次の頁、②今後の展開 拡充から完了までの中から今後の
事業の方向性を選択しています。(5)那覇市教育事務点検評価委員会による外部評
価、教育事務の点検評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する第三者の
知見の活用を図ることで点検評価の客観性を確保することになっています。本市では
那覇市教育事務点検評価委員会を設置し、教育委員会による内部評価に加え点検評価
委員会による外部評価をおこなうことで評価の客観性を確保しています。委員からは
それぞれの専門的な立場から大変有意義な提言をいただいております。6頁をご覧
ください。6頁は点検評価の流れということでこれまでのスケジュールを示してござい
ます。7頁は今回の点検評価の結果一覧でございます。16の事業の内部評価と外部
評価の結果を記載してあります。結果として内部評価、外部評価ともA評価が4事業、
B評価が12事業となっております。次の8頁以降からは、那覇市教育事務点検評価
委員会からの答申書でございます。それを添付してございます。以上、簡単でござい
ますけれども教育事務点検評価報告書の内容の説明でございました。今後の予定でご
ざいますけれども本報告書を議決していただきましたら、9月上旬辺りに市議会議長
あてに報告書を作成し送付してその後、ホームページにて公表したいと考えています。
以上でございます。

神村委員長 ちょっとよろしいですか。これは議長報告では、それから議会の中で審議される
ということもありますか。

伊良皆部長 議会の中で特に審議ということではございません。先程の法律に基づいて議会に報
告をするという必要がありますのでこの報告書を議会に送付いたしますと各議員にこ
の報告書が交付されることとなります。議員の中にあつてはこの報告書を基に個人、
一般質問いわゆる個人的な議員としての視点で質問をするという状況もござい
ます。

神村委員長 大体、流れが見えてきましたね。この件に関しまして、ご質問、ご意見を伺いた
いと思えます。はい、どうぞ。

山内課長 　少し補足説明してよろしいですか。添付した報告書ですが答申書がございます。答申書の12頁からが各事業の評価委員会の評価になります。これともう一点、この資料をお配りしてもらえますか。この資料を開けてもらって2頁、3頁を見ていただきたいと思いますが、これが点検評価委員会で使った点検評価シートでございます。各所管課が書いたシートに評価委員が記載していったものでございます。これの両方、先程の12頁と見比べていただくとわかると思いますが、この評価シートが全部、答申書に載るのではなくて、2頁の事業の目的の概要、④事業の概要ですね。そして3頁の⑤内部評価の評価と、評価のそれぞれ妥当性・効率性・有効性に続きまして総合評価の評価と評価に対する説明、そして今後の展開と今後の展開に関する説明がこの答申書に載っています。そして外部評価につきましてはそのまま全部載せております。ですからこの所管課が書きましたシートの細かい数値目標とかそういうのは報告書には記載されておられません。以上です。

神村委員長 　議会に出されるのは、この報告書ですか。

山内課長 　この報告書です。

神村委員長 　これは出されないと。はい、他にございましたら。はい、本仲委員、どうぞ。

本仲委員 　この点検評価報告書は非常に良くできているなという印象を受けております。区分の内部評価・外部評価は非常に丁寧に評価されているようですね。解りやすいし、頑張っているなというふうに良くわかるようになっていきますし、そういう感じを持ちました。

神村委員長 　確認をしたいのですけれども、提出するこの報告書の中の「説明等」というところと「今後の展開」という、この「説明等」というのはその係の、教育委員会の、公民館だったら、それぞれの公民館が説明したことをここに記載してあるんですよね。

山内課長 　これは例えば内部評価の場合、内部評価の12頁の報告書の理由ですけれども、これは繁多川・若狭公民館の指定管理者、内部評価では総合評価がBでございましたね。B評価にした所管課の見解という説明理由です。所管課の説明、こういう理由でBという総合評価の説明ですと。今後の展開につきましても所管課の考え方ということでございます。外部評価につきましては、この所管課のこの点検評価シートを基に所管課に対して評価委員会がヒアリングをしてまた新たに資料を要求していますので、それを受けて評価委員会が外部評価をBとした説明と、そして継続としている今後の展開の説明と、外部評価委員会の説明ということになります。

神村委員長 　もう少し突っ込んで聞きたいんですけど、外部評価委員の皆さんからこれを受け取りました、その時にその外部評価委員の皆さん達がおっしゃったことは、この事務担当の伊礼さんのこの録音とこの記録がなければこんなにきちんと出来なかったということをしきりにおっしゃって言ったものですから、そこに書いてある説明等のところの部分にはその説明はまだあったけれども、コンパクトにしたのが書かれているとい

うことですか。

山内課長 資料をいただいてヒアリングするときに、資料のここまでは書かれているわけですね。それを基にいろいろ委員の先生方が所管課に質問をして回答して評価する、そのやり取りを委員の先生方はメモをしていますけれども、それを担当が綺麗に議事録を起こして配布していたということで、最終的に外部評価委員として見解を書くときに役立つ。説明を書く時に役立ったというお話でございます。

神村委員長 それがなければ、ただ説明だけで自分たちのメモだけでやっていたら、こんなにきちんと自分たちは見ることが出来なかったということはおっしゃっていましたね。付け添えておきたいと思います。

本仲委員 点検評価委員の皆さんにご苦勞様と言っておきたいですね。

神村委員長 とてもとても大変でしたと、とても心勞でしたということをおっしゃっていましたけれども、それだけ深く突っ込んでやってくださったと思います。

神村委員長 はい、饒波委員、どうぞ。

饒波委員 前回、内部評価報告の中間報告があった時に、もしかしたらお話されたかも知れませんが、27頁ですね。城西小学校のところの今後の展開がというところというのはなんでしたかね。

伊禮主査 内部評価のほうでは、今後の展開のところでのただの横線ということになっておりました。外部評価のほうでは、継続というふうに変わっております。事業課としましては、この埋蔵文化財の発掘調査というのは、こういう「物の発掘」自体は本当に単年度だけの事業であるために、今後の事業として発掘調査自体は続かないんですけれども、この遺物とかを全部調べて、また整理して報告書を発行するまでが事業ですよ、という外部評価委員のほうからの指摘がありまして、継続で平成30年度に報告書を完成する予定ということなので、平成30年度まではちゃんと継続して行ってくださいというふうな意見がありました。

饒波委員 内部評価のほうでは単年度の事業ということで横線を引いたけれども、実際はその後もありますよねということで、外部評価委員からそういう話が出たということですね。

伊禮主査 報告書の作成に関してまた別の予算、一括交付金などを利用しての事業となりますので。

饒波委員 事業は同じだけれども予算が違うということですか。

伊禮主査 はい、そうですね。

饒波委員 わかりました。ありがとうございます。

神村委員長 はい、ほかにもお願いします。はい、饒波委員、どうぞ。

饒波委員 1番と2番で、12頁、13頁ですけど、どちらも公民館の事業で1が指定管理、2が直営ということですけど、この事業が点検に出た時に特に2番の直営と指定管理

との違いというか、比較文を検討してほしいというふうなことですけれども、ここを見るとその辺が書いてなかったんですけれども、その話し合いの中で外部評価と内部評価の比較というのが、もしあれば教えていただけますか。

神村委員長 はい、どうぞ。

山内課長 公民館事業につきましては指定管理者制度または直営、両方ありますけれども、評価委員の先生方の評価としては両方とも良く頑張っただけで非常に良いんじゃないかというお話ではありました。ただ、あえて差を付けていると思うんですけれども、有効性で同じBでもあるんですけれども、有効性のほうが指定管理者、繁多川・若狭公民館の場合は有効性が5、これは最高得点でございます。直営のほうは4ということ、頑張っているけれども採点を4ということで、これに差をつけているんですけれども、これは多分、地域との連携事業に繁多川公民館であれば民宿プロジェクトということで、1人世帯の高齢者と離島から来ている学生、高校生を結びつきがあるものを作ったりとか、後、若狭公民館でもそういう地域との連携とかですね。ちょっと今までない直営ではまだまだ足りなかった部分をやっているということで5にしているというふうに思います。

饒波委員 有効性の評価で少し差があるということですね。はい、わかりました。ありがとうございます。

神村委員長 ひとつ、お願いします。22頁、放課後子ども教室推進事業の内部評価も有効性が3でしたけれども外部評価も有効性で3になっていました。有効性というのは3と見合ったら見合った成果がある、それなりの成果があるという感じの評価ですよ。この辺は成果というものは作る、まだ浸透してないから3なのか、この有効性の判断がちょっと迷いました私も。どうなんですか。所管課として3ということは、地域によってはまだ浸透せず、設置されない、いくつか残っているということですよ。それで3と。でも事業として有効というのは事業して効果があるとかないとかの有効なのかと思ったりして、そうするとそれとまたまだ浸透してないというのは別の評価なのかと思ったりしますね。3であることは受け止めておきたいと思います。

山内間長 3は成果があったということではあります。4は成果が高い。5は非常に高いという、それなりに成果はあったということであるんですけれども、これが評価が3というのは成果資料というのがございまして、所管課としては参考の教室の参加の児童数または参加回数・日数、教室開催日数、後は小学校協議会の設置数、その目標を掲げているんですけれども、その目標に対して結果として高い成果を挙げなかったという判断で見合った成果ということで、目標より若干下がっていますね。それで3という評価をしていると思います。

神村委員長 目標値に対するこの有効性みたいな感じなんですね。わかりました。はい、ほかにもお願いします。よろしいですか。はい、どうぞ。

饒波委員 17頁の特別支援教育充実事業とあるんですけども、外部評価の説明では予想よりも多くの、支援する児童が増えたので、予算が追いつかず十分にヘルパーを派遣できなかったという説明があるんですけども、そうした場合にこれ総合評価があって「今後の展開」で継続となっているんですけども、こういった予想できない事態に対してもやっぱり対応したほうがいいような感じがするんで、そうした場合には拡充とはいわないんですけども、継続でいいとすると、また同じ結果になると感じたんですけども、この辺のところの議論はどうでしたか。

神村委員長 はい、どうぞ。

山内課長 この預かり保育、特別支援教育充実事業・預かり保育につきまして、年々このヘルパーの派遣人数が年々増えております。その点について評価委員の先生方は去年も多分、対象だったと思うんですけども評価して、また今回も平成27年度事業につきましても増えているということで評価しております。そういう意味でこのヘルパーに対する派遣の考え方、この派遣する基準とかですね。何人に対してこういう状況だからこういう人を、こういう状況においては派遣するとか、そういう基準というのを作っていますんで、そういう意味で非常に評価はしているんですが、あくまでも予算というものがありますので、予算が無いから予算を取るために拡充しなさいという話ではなくて、今そういう仕組みですね。体制、この派遣する体制、そして派遣する判断、そういう考え方を継続してほしい、ということになっていると思います。それから非常に去年も一昨年も、このヘルパーに対する派遣の仕方や考え方というのは評価なさっております。

饒波委員 予算は別ということですね。事務事業の内容は別。わかりました。

山内課長 当然、なるべく頑張って予算を確保してね、という話は流れで出てきますけれども。

神村委員長 現場に行ってみると、増えてきている現状が分かると思います。授業をしていますが、1年生でしたけれども立って歩いている子が昔は1人か、今は2～3名いることもありますので、この辺はやっぱり現場としては増やしてほしい、というのがありますね。

比嘉委員 幼稚園のヘルパーさんがディサービスと併用してください、とお願いもあるので大変ではありますよね。そのほうがいいですよ、というお誘いもあるみたいで、やはり大変だと思いますね。

神村委員長 ヘルパーさんへのこの特別支援を要する子ども達へのある程度の研修とかはやっていきますかね。

山内課長 やってます。

神村委員長 ほかにございますか。よろしいですか。では、ほかに質問がありませんので、議案第13号「平成28年教育事務点検評価報告書の作成について」は、原案のとおり議決してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし。

神村委員長 議案第13号「平成28年教育事務点検評価報告書の作成について」は、議決いたしました。

以上を持ちまして平成28年度第9回教育委員会会議(定例会)を終了いたします。